別表六の一一㈢付表の表中「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３」を「旧震災特例法第25条の２・旧震災特例法第25条の２の２・旧震災特例法第25条の２の３」に改め、同表の記載要領第一号中「震災特例法第25条の２第２項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「令和２年改正法」という。）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号において「令和２年旧震災特例法」という。）第25条の２第２項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第一一号(1)から(3)までの規定中「震災特例法」を「令和２年旧震災特例法」に改め、同第一一号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の一一㈢の表中「震災特例法第25条の３の２第１項の表の各号の適用号」を「旧震災特例法第25条の３の２第１項の表の各号の適用号」に改め、同表の記載要領第一号中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この記載要領において「令和２年旧震災特例法」という。）」に改め、同第一一号から第五号までの規定中「震災特例法」を「令和２年旧震災特例法」に改める。

別表六の一一の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）」に改める。

第一条のうち法人税法施行規則別表七㈠付表一の記載要領第十号の改正規定中「改め」の下に「「連結確定申告書」の次に「（令和２年旧法第２条第32号（定義）に規定する連結確定申告書をいう。以下同じ。）」を加え」を加える。

第一条中法人税法施行規則別表七㈠付表五の次に六表を加える改正規定の次に次のように加える。

別表七の一一の記載要領第一号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に改め、同第一一号中「（法」を「（令和２年旧法」に改め、同第六号中「、法」を「、令和２年旧法」に改め、同第七号(1)中「（法」を「（令和２年旧法」に改める。

別表七の一一付表一の記載要領第一号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第４号及び第８号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に、「、法」を「、令和２年旧法」に、「（法」を「（令和２年旧法」に改め、同第一一号中「（法」を「（令和２年旧法」に改め、同第四号中「が租税特別措置法」を「が令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（(1)ロにおいて「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同号(1)ロ中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第六号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）」を「令和２年改正法」に、「つき法」を「つき令和２年旧法」に改め、同号(2)ロ中「うち法」を「うち令和２年旧法」に改め、同号(3)中「法第81条の31」を「令和２年旧法第81条の31」に改める。

別表七の一一付表一一の表中「同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額からないものとする金額（当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(二)「26」又は別表七(三)「14」）」を「同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額からないものとする金額（当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(三)「26」又は別表七(四)「14」）」に改め、同表の記載要領第一号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２